

情 個 審 答 申 第 3 号

平成 2 6 年 5 月 2 8 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第 1 7 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 4 年 9 月 1 3 日付け、平成 2 4 年諮問第 5 号で諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

熊本市自治基本条例及び同条例見直しに伴う自治推進委員会への諮問に係る文書等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

- 文書等の件名
- 1 熊本市自治基本条例よりも優位性をもつ条例・条例理念・等のわかる資料等 (平成 2 4 年 7 月 1 2 日付 市協発第 2 1 5 号関係)
 - 2 熊本市自治基本条例第 3 9 条の「市民参画」が「自治推進委員会」で事足りるとする法的根拠・条例理念等・この条例の起草時における検討審議等の分かる記録・会議録の資料等 (平成 2 4 年 7 月 3 1 日付 市協発第 2 3 9 号関係)
 - 3 自治推進委員会諮問通知書
自治推進委員長宛の市長公印のある書面
(平成 2 4 年 8 月 2 0 日付 市協発第 2 8 8 号関係)

別 紙

諮問第5号

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

第2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「熊本市自治基本条例よりも優位性をもつ条例・条例理念・等のわかる資料等」（以下「本件文書Ⅰ」という。）、「熊本市自治基本条例第39条の『市民参画』が『自治推進委員会』で事足りるとする法的根拠・条例理念等・この条例の起草時における検討審議等の分かる記録・会議録の資料等」（以下「本件文書Ⅱ」という。）及び「自治推進委員会諮問通知書 自治推進委員長様 熊本幸山市長公印押印の書面」（以下「本件文書Ⅲ」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定（不存在）を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

第3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件文書Ⅰの存否について

熊本市の最高規範性を持つとされる熊本市自治基本条例の何処にも、熊本市自治推進委員会が市長からの諮問を受けて、同条例の改正の意見書を述べても良いとする条例理念が条文・理念も見当たらないので、幸山市長が、熊本市自治推進委員会に対して、熊本市自治基本条例の改正を諮問するには、熊本市自治基本条例よりも優位性を持った条例・理念が「存在」する筈であり、「不存在」はありえない。市長も熊本市自治推進委員会に、法的裏づけ・根拠もなく、諮問する筈もないので「不存在」を取り消して、「存在・資料交付」を執行して頂きたい。

2 本件文書Ⅱの存否について

熊本市自治基本条例（条例の見直し）第39条2 市長は、この条例の見直しに当たっては、「市民参画」の手続きを実施します。とある。この自治基本条例の作成に当たっては、総勢百余名の市民・市議会議員・市職員等が参画・協働しての市民会議議論審議・起草委員議論審議・運営委員議論審議・熊本市議会議論審議等を経ての源流・原点・実績がある事は、厳然たる史実である。その中で、（条例の見直し）第39条2市長は、この条例の見直しに当たっては、「市民参画」の手続きを実施します。の中の「市民参画」の条例理念と「熊本市市民参画と協働の推進条例」の中の第2章市民参画第4条～第11条の条例・条例理念とは、明らかに異なる適応外のものであり、熊本市自治基本条例（条例の見直し）第39条2「市民参画」と熊本市市民参画と協働の推進条例第2章「市民参画」の適応範囲は、同推進条例範囲内であり、根本的適応違いが明白である。その為、熊本市自治推進委員会が「市民参画の形式構成をなし、幸山市長の諮問に適した委員会」として諮問したのであれば、検討審査審議がなされた法的根拠が「存在」する筈であり、「不存在」はあり得ない。依って、「不存在」を取り消して「存在・そのわかる資料・交付」を執行して頂きたい。

3 本件文書Ⅲの存否について

第2回熊本市自治推進委員会（平成24年7月2日開催）、平成24年度市政リレーシンポジウム（平成24年7月7日開催）の中で、熊本市自治推進委員会の委員長は、幸山市長から熊本市自治基本条例の改正の諮問を受けたので、審議に入りますとの発言している。その為、市長からの委員長宛の諮問書が「不存在」とはあり得ない。法的行政執行・文書等執行等に詳しい筈の学識経験者の明確な発言があるにも拘らず、委員長宛の市長発達公文書・諮問書が「不存在」とはあり得ない。更に、熊本市自治推進委員会の市長からの諮問事項について（伺い）の庁内・市長等決済稟議書も「存在」するのに、「不存在」はあり得ない。速やかに「不存在」を取り消して「存在・諮問書交付」を執行して頂きたい。

第4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が請求拒否の理由として主張した内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件文書Ⅰの存否について

法体系上は、個々の条例にその優劣、高低はないが、熊本市自治基本条例の理念に基づき、熊本市の自治の推進を市政全般に浸透させていくために、他の条例・規則、要綱、構想、計画、施策等の制定改廃から運用解釈までについて、熊本市自治基本条例との整合性を図ることを義務付けることで、熊本市自治基本条例を実態として運用上の最高位に位置する条例としている。

よって、「熊本市自治基本条例よりも優位性をもつ条例・条例理念等」は不存在である。

2 本件文書Ⅱの存否について

熊本市自治基本条例の見直しに当っては、自治推進委員会への諮問のみによって市民参画の手法が行われる訳ではなく、熊本市市民参画と協働の推進条例(平成23年条例第12号)に規定する市民参画の対象となるものであり、同条例に市民参画のための手法についても規定している。それに掲げられたアンケートやパブリックコメントなどの手法を適切な時期に実施することとしており、申立人に対して同趣旨の説明を行っている。

よって、「市民参画」が「自治推進委員会」で事足りるとする法的根拠・条例理念等・この条例の起草時における検討審議等の分かる記録・会議録の資料等は不存在である。

3 本件文書Ⅲの存否について

熊本市自治推進委員会の市長からの諮問事項については、平成24年5月23日に市長決裁により決定した事項であるが、公印押印の書面は作成していない。

よって、「自治推進委員会諮問通知書 自治推進委員長熊本幸山市長公印押印の書面」は不存在である。

第5 審議会の判断

1 本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについて

開示請求書及び異議申立書からすると、本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは、次のとおりである。

(1) 本件文書Ⅰ

熊本市自治基本条例よりも優位性をもつ条例・条例理念・等のわかる資料等

(2) 本件文書Ⅱ

熊本市自治基本条例第39条の「市民参画」が「自治推進委員会」で事足りるとする法的根拠・条例理念等・この条例の起草時における検討審議等の分かる記録・会議録の資料等

(3) 本件文書Ⅲ

自治推進委員会諮問通知書

自治推進委員長宛の市長公印のある書面

2 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの存否について

本件文書Ⅰ・Ⅱが存在しないとする実施機関の説明は十分に合理性を認めることができる。

本件文書Ⅲについては、申立人が、熊本市長の附属機関である熊本市自治推進委員会への諮問の手法として、存在すべきとして請求した文書といえる。

本市においては、各法律、地方自治法第138条の4等に基づく各関係条例及び熊本市附属機関設置条例に規定する市長を含む執行機関又は公営企業管理者の附属機関として、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査等、様々な目的を持って多くの附属機関が設置されており、当審議会が調査を行った結果、本市においては、附属機関への諮問等の方法を統一的に定めた規定はなく、多くの附属機関へ押印した文書による諮問の形式をとっていないことから、本件文書Ⅲについても押印した諮問書を必須として取扱わないとする実施機関の説明に不合理があるとは認められない。

これに対し、申立人の主張は、いずれも実施機関が行った判断や事務事業の手法等への不服を述べているに過ぎず、文書の存在を疑わせる合理的な理由は認められない。

よって、本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲはいずれも存在しないと認められる。

4 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

| | | | |
|---------|---|----|----|
| 会 | 長 | 江藤 | 孝 |
| 会長職務代理者 | | 高木 | 絹子 |
| 委 | 員 | 大江 | 正昭 |
| 委 | 員 | 馬場 | 啓 |
| 委 | 員 | 澤田 | 道夫 |

[参考]

審議会の審議経過

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|-------------|-------------------------------|
| 平成24年 9月13日 | 熊本市長から諮問を受けた。 |
| 平成24年11月 9日 | 実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。 |
| 平成24年11月27日 | 異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。 |
| 平成26年 3月27日 | 諮問の審議を行った。 |
| 平成26年 4月23日 | 答申（案）の審議を行った。 |
| 平成26年 5月28日 | 答申（案）の審議を行った。 |